掛川市教育委員会定例会会議議事録

教育委員会事務局

会議の名称	平成23年２月掛川市教育委員会定例会
場　　所	掛川市役所南館教育委員会室
開 催 日 時	平成23年２月23日(水)　　午後１時30分から午後３時30分まで
次回開催日	平成23年３月25日（金）
出　席　者	委員長　小野惠美子　学校総務課長　溝口　正 委員長職務代理者　松下一徳　学校教育課長　青野雅和 教育委員　平松季哲　幼児教育課長　佐藤益男 教育委員　山本和子　社会教育課長　大川原淳哲 教育長　杉浦靖彦　図書館長　綱取清貴 教育次長　深川喜春　調整室室長　太田英之 調整室指導主事　小関昌典 調整室調整庶務係長　小林昭子

【会議次第】

１　開　会

２　１月教育委員会定例会会議録の承認について

３　教育長の報告

（事務報告及び行事予定）

４　協議事項について

(1) 掛川市指定学校変更事務取扱要綱の改正について

(2) 掛川市区域外就学事務取扱要綱の改正について

５　報告事項について

(1) 平成22年度末離任式及び平成23年度着任式について

(2) 平成23年度ＡＬＴ採用について

(3) 公の施設の指定管理者候補者の決定について

(4) 平成22年度耳順式（60歳のつどい）開催報告

(5) 図書館の「月曜日一斉休館」の取り扱いについて

(6) 平成22年度かけがわ教育の日実行委員会及び協力団体協議会の報告について

(7) 平成23年度組織機構について

(8) 平成23年度当初予算内示について

６　その他

(1) 次回定例会の日程等について

７　閉会

【議決事項】

１　掛川市指定学校変更事務取扱要綱の改正について

学校教育課長

学校教育法施行令第５条第２項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第７号、第６条の３、第６条の４、第７条、第８条、第11条の２、第12条第３項及び第12条の２において同じ。）が２校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」とある。その指定に対して学校教育法施行令第８条に、「市町村の教育委員会は、第５条第２項（第６条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。」とある。そのことを規定している「掛川市指定学校変更事務取扱要綱」を、規制の緩和、明確化、適正化により、時代のニーズに合ったものにするという観点から改正する。

〈質疑・意見〉

なし。

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

２　掛川市区域外就学事務取扱要綱の改正について

学校教育課長

議決事項１で説明した学校教育法施行令第５条第２項の指定に対して、学校教育法施行令第９条第１項に、「児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校又は中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。」とある。そのことを規定している「掛川市区域外就学事務取扱要綱」を、規制の緩和、より明確にする、表現の適正化および時代のニーズに合ったものにするという観点から改正する。

〈質疑・意見〉

なし。

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

【報告事項】

１　平成22年度末離任式及び平成23年度着任式について

学校教育課長

教職員等の平成22年度末離任式及び平成23年度着任式について説明し、当日の出席確認をした。

２ 平成23年度ＡＬＴ採用について

学校教育課長

新学習指導要領で外国語活動が小学校は来年から本格的に始まり、中学校も再来年から英語の授業が週３時間から４時間に増えるということもあり、よりきめ細やかな英語教育を推進していきたい。小学校においては、外国語の授業にきちんと入っていけるようにＡＬＴの人数を増やし、役割を明確にした等、採用内容について説明した。

３ 公の施設の指定管理者候補者の決定について

社会教育課長

社会教育施設の指定管理者候補者に決定した事業者について報告した。

４ 平成22年度耳順式（60歳のつどい）開催報告

社会教育課長

平成22年度耳順式（60歳のつどい）の開催状況について報告した。

５ 図書館の「月曜日一斉休館」の取り扱いについて

図書館長

「月曜日一斉休館」に対する要望の回答について報告した。

６ 平成22年度かけがわ教育の日実行委員会及び協力団体協議会について

調整室指導主事

本年度最終回となる、かけがわ教育の日実行委員会及び協力団体協議会の協議内容について報告した。

〈質疑・意見〉

委　員：　来年度の基調講演の講師に、ねむの木学園の宮城まりこさんはどうか。

事務局：　参考にさせていただく。

７ 平成23年度組織機構について

調整室長

平成23年度組織機構の主な変更点について報告した。

８ 平成23年度当初予算内示について

調整室長

平成23年度当初予算内示の概要について説明し、各課長から補足説明した。

〈質疑・意見〉

委　員：　最終的に確定するのは、議会の議決によるのか。

事務局：　そのとおり。

委　員：　学校総務課の小学校保健費、中学校保健費の臨時看護師の要求が査定で減額されているが、安全対策として考えたときに削るべきではない。

また、学校サポーターについても不足している現状が、予算に反映しているのか。市全体の予算の中で、市長部局ともっと連携を図り、教育にかかわる予算を削るべきではないと思う。

委　員：　予算の配分は考え方一つで、市長部局でいろいろな施策、施設等に予算を投じているが、教育委員会の10年先のビジョンを捉えた人づくりや、臨時看護師の配置、耐震

化などの人命を守る事業に予算を投ずるべきではないのか。

委　員：　幼児教育課の私立幼稚園障害児教育事業費補助金(新規)の1,554千円の減額について、説明をお願いしたい。

事務局：　支援を要する子どもが非常に増えていて、私立幼稚園・保育園にも相当数入園している。幼稚園の補助基準は保育園に比べてハードルが高いので、今回市単独で要求したもの。金額は若干減額されたが予算枠はできたので、実際に障害児の数が増えれば補正で対応していく。

委　員：　市長部局の方にも障害児保育の現状を見ていただきたい。